附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一第１号様式記載上の注意１⑵⑽及び⑸並びに同表第２号様式記載上の注意８並びに別表第二第１号様式記載上の注意２⑵⑽及び⑸並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び（３）記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る書類については、新省令別表第一第１号様式記載上の注意１⑵⑽及び⑸並びに同表第２号様式記載上の注意８並びに別表第二第１号様式記載上の注意２⑵⑽及び⑸並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び（３）記載上の注意１の規定を適用することができる。

２　新省令別表第一第１号様式の表及び記載上の注意１⑶並びに同表第３号様式の表、別表第二第１号様式の表及び記載上の注意２⑶並びに同表第３号様式の表、並びに別表第四（１）の表の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（株式会社国際協力銀行銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（令和二年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

表改正前欄及び改正後欄中別表第一第１号様式記載上の注意１中「⑴～⑻」を「⑴～⑼」に、「⑼」を「⑽」に、「⑽～㉓」を「⑾～㉓」に、「㉓」を「㉔」に、「㉔」を「㉕」に改め、別表第二第１号様式記載上の注意２中「⑴～⑹」を「⑴～⑺」に、「⑺」を「⑻」に、「⑻～㉓」を「⑼～㉔」に改める。

○財務省令第八号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

別表第一（第５条関係）

第　期　決　算

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
評価・換算差額等合計	
株式引受権	
［略］	
資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

別表第一（第５条関係）

第　期　決　算

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
評価・換算差額等合計	
［同左］	
資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［同左］